令和７年度　女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第 21 条関係）

特定事業主名：周南東部環境施設組合　　令和８年７月３１日公表

Ⅰ　職員の男女の給与の額の差異

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員	－
任期の定めのない常勤職員以外の職員	－
全職員	－

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊　地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
本庁部局長・次長相当職	－
本庁課長相当職	－
本庁係長相当職	－

※ 本庁部局長・次長相当職の区分については該当する女性職員がいないため記載なし。

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
３６年以上	－
３１～３５年	－
２６～３０年	－
２１～２５年	－
１６～２０年	－
１１～１５年	－
６～１０年	－
１～５年	－

【説明欄】

情報公表の対象者が少ないことにより特定の職員の給与が推測し得るため、非公表とする。

Ⅱ　管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和７年度
管理的地位にある職員	0%

（令和８年４月１日時点）

【説明欄】

【管理的地位にある職員に占める女性職員の割合が0%である主な要因】

・管理的地位にある職員のポスト数が１名であること。

Ⅲ　各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和７年度
本庁部局長・次長相当職	－
本庁課長相当職	0%
本庁係長相当職	0%

（令和８年４月１日時点）

【説明欄】

【各役職段階にある職員に占める女性職員の割合が0%等である主な要因】

・部局長、次長相当職のポスト数が０名であること。

・課長相当職、係長相当職のポスト数が各１名であること。

Ⅳ　男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

１．男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和７年度
男性	－
女性	－

(2) 会計年度任用職員

区分	令和７年度
男性	－
女性	－

２．男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
１週間未満	－	－	－	－
１週間以上２週間未満	-	-	-	-
２週間以上１月以下	-	-	-	-
１月超３月以下	-	-	-	-
３月超６月以下	-	-	-	-
６月超９月以下	-	-	-	-
９月超 12 月以下	-	-	-	-
12 月超 24 月以下	-	-	-	-
24 月超	-	-	-	-

【説明欄】

育児休業取得の対象者なし。

Ⅴ　職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和７年度
内部部局等	4.4 時間／月
内部部局等以外	－

【説明欄】

Ⅵ　職員に占める女性職員の割合及びその指揮命令の下に労働させる派遣労働者に占める女性労働者の割合

区分	令和７年度
職員	20%
派遣職員	0%

（令和８年４月１日時点）

【説明欄】

Ⅶ　管理的地位にある職員以外の職員（非管理職）に占める、超過勤務を命じることができる上限を超えて命じられて勤務した職員の割合

区分	令和７年度
職員	0%

【説明欄】